

## 第29回入善町農業委員会議事録

平成28年11月28日午後1時30分から第29回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名          委員現在数 17名          欠員 1名

出席委員 11名

6番 柳澤 勝譽志      7番 寺崎 敏明      8番 鍋嶋 太郎      9番 紺田 與規一  
10番 愛場 正利      11番 窪野 俊和      14番 上島 幸夫      15番 松澤 孝浩  
16番 市森 孝義      17番 中島 由起子      18番 手塚 喜志子

欠席委員 6名

1番 綿利 秋          2番 中島 茂樹      3番 笹原 信一      4番 塚田 周一  
12番 酒井 良博      13番 松原 二美榮

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長 真 岩 芳 宣  
入善町農業委員会 係 長 宮 沢 久仁恵  
入善町農業委員会 主 任 島 尻 淳 子  
入善町農業委員会 主 事 上 田 敬 章  
入善町農業委員会 主 事 金 山 久 徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1 会期及び議事日程の件  
日程第2 議事録署名委員決定の件  
日程第3 議案第106号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第4 議案第107号 農地法第4条の規定による意見進達について  
日程第5 議案第108号 農地法第5条の規定による意見進達について  
日程第6 議案第109号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第7 議案第110号 農用地利用配分計画案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

皆さまご苦勞様です。本日は、6名の欠席となりますが、本年最後の委員会となりますのでよろしくお願いたします。

先日の先進地視察研修は、お疲れさまでした。新制度による農業委員会へということで、村上市に行ってきましたが、定数の考え方等多くの意見交換ができ、大変有意義な研修となりました。当委員会も本日を含め、残り8回となります。新制度による委員会となるまで、残りわずかですがよろしくお願いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第29回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7終了までといたしたいと

と思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。9番 紺田委員と10番 愛場委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第106号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第106号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在は西中〇〇番1の1筆で、登記地目、現況地目ともに田、面積は1,848㎡です。譲渡人は、西中〇〇番地1の〇〇さんで、譲受人は、西中〇〇番地の〇〇さんです。

〇〇さんが経営縮小するため、所有・耕作している当該農地を〇〇さんに譲ることとなったため、この度の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩10分ほどの距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人なので、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間180日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、13,301㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、窪野委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、田中〇〇番の1筆で、登記地目、現況地目、ともに田、面積は395㎡です。

譲渡人は、入膳〇〇番地6の亡 〇〇 相続財産管理人 〇〇さんで、譲受人は、田中〇〇番地2の〇〇さんです。

当該農地は、〇〇さんが亡くなられた時に相続されず、司法書士である〇〇さんが管理人となっております。この農地について、付近で耕作する〇〇さんが購入し耕作するため、この度の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から50mと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人なので、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、耕作に必要となる年間90日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、26,443㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、鍋嶋会長にいただいております。

申請番号3番、農地の所在地は、田中〇〇番、田中〇〇番、田中〇〇番、田中〇〇番の4筆で、登記地目、現況地目、ともに田、面積は計11,963㎡です。

譲渡人は、入膳〇〇番地6の亡 〇〇 相続財産管理人 〇〇さんで、譲受人は、田中〇〇番地の〇〇です。

当該農地は、〇〇さんが亡くなられた時に相続されず、司法書士である〇〇さんが管理人となっております。この農地について、地区の担い手である〇〇さんが購入し耕作するため、この度の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は事務所から車で10分ほどの距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人に該当するため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間240日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、72,577㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、鍋嶋会長にいただいております。

申請番号4番、農地の所在地は、神子沢〇〇-1、神子沢〇〇、神子沢〇〇、神子沢〇〇-8、神子沢〇〇-2の5筆で、登記地目、現況地目は、神子沢〇〇-1と神子沢〇〇については畑、外3筆についてはともに田で、面積は計1,350㎡です。

譲渡人は、富山市本町〇〇の、〇〇破産管財人弁護士〇〇さんで、譲受人は、神子沢〇〇番地2の〇〇さんです。

〇〇さんは破産手続き中であり、〇〇弁護士が破産管財人となっておりますが、当該農地を〇〇さんに売り渡すため、この度の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から1m~200mと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、耕作に必要な年間90日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、12,310㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、塚田委員にいただいております。

塚田委員は欠席ですので、事前に意見を伺ったところ、耕作放棄地とならないようの手続きであり問題ないとのことです。

以上4件の申請です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

窪野委員

申請番号1番を確認しました。譲受人の〇〇さんが説明に来られたので、耕作継続の意思もありますので問題ないと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

申請番号2番及び3番を確認しましたが、事務局の説明通りで、担い手の規模拡大にもつながることから問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。議案第106号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第107号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第107号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番。申請地は、入善町入膳字下踊場〇〇、台帳地目は田、現況地目は道路で、面積は 6.18㎡です。

申請者は、入善町入膳〇〇番地1の〇〇さんで、転用目的は「公衆用道路」です。

申請地は10年前に町道整備工事がなされた際、私有地との境界の確認が不十分であったがため、申請者の所有地が道路とされたものです。今回、別に5条申請を提出するにあたり測量したところ、このような経緯があきらかになり、今回の申請となったものです。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定す

る用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、町道整備工事がされた当時、申請者が自己所有地について十分な管理をしていなかったため、先に説明した経緯で結果的に無断転用となったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

議長（鍋嶋 太郎）

この案件に関連しますので、日程第5、議案第108号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第108号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、入善町入膳字下踊場〇〇-9外1筆で計2筆、台帳地目は田、現況地目は雑種地で、面積は合計156㎡です。

譲渡人は入善町入膳〇〇番地1の〇〇さんで譲受人は、入善町入膳〇〇番地8の〇〇さんで、転用目的は「駐車場敷地」、契約内容は「賃借権の設定」です。

譲渡人の〇〇宅に隣接して譲受人の〇〇が経営するスナックがあり、そのお客が申請地の〇〇-9に無断駐車するようになったことから、平成24年に一部をアスファルト舗装してスナックと借地契約をしました。この度、駐車場が手狭になったことから拡張するため今回の申請に至りました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

平成24年に一部アスファルト舗装した際、本来は農地法による転用許可を受けてから、使用すべきところ、申請者が農地法を熟知していなかったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

申請番号2番、申請地は、入善町入膳字下踊場〇〇-20外3筆で計4筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は169㎡です。

譲渡人は入善町入膳〇〇番地1の〇〇さんで譲受人は、入善町入膳〇〇番地10の〇〇さんで、転用目的は「一般住宅敷地拡張」、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇さんは、平成2年に今回の申請地に隣接した場所を買って、自己の住宅を建築しました。その際、今回の申請地の一部を宅道として利用し現在に至っていますが、この度、車庫を建設する計画を立てました。そのための敷地を譲受けるため、今回の申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。なお、平成2年に住宅を建築した際、宅道について本来は農地法による転用許可を受けてから、使用すべきところ、申請者が農地法を熟知していなかったことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

議長（鍋嶋 太郎）

本案件は、私が確認を行いました。市街地の案件であり、問題ないと思います。むしろ、市街地においては、本案件のように、地目の整理が進めばいいのではと思います。

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第107号、農地法第4条の規定による意見進達について、及び議案第108号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事へ進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第109号、農用地利用集積計画の決定について及び、日程第7、議案第110号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第109号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成28年11月28日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。今回は、203件の申請となり、全て農地中間管理事業に関する申請です。従いまして、議案第110号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を、合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。平成28年11月28日提出、入善町農業委員会会長 鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、市町村が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。今回は、件数が多いため地区ごとに報告させていただきます。

まず、新規設定です

入善地区 12件、59筆、78,451㎡。

上原地区 28件、61筆、100,647㎡。

青木地区 7件、14筆、27,485㎡。

飯野地区 52件、151筆、282,180㎡。

小摺戸地区 3件、13筆、35,987㎡。

新屋地区 9件、52筆、87,715㎡。

栢山地区 22件、79筆、166,246㎡。

横山地区 4件、14筆、29,523㎡。

舟見地区 3件、7筆、21,041㎡。

野中地区 8件、11筆、14,446㎡。

以上、新規の合計は、148件、461筆、843,721㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 3件、6筆、14,400㎡。

上原地区 9件、26筆、49,464㎡。

青木地区 9件、28筆、65,089㎡。

飯野地区 18件、34筆、67,954㎡。

小摺戸地区はありません。

新屋地区 5件、20筆、35,174㎡。

栲山地区 7件、23筆、46,501㎡。

横山地区 2件、2筆、6,839㎡。

舟見地区はありません。

野中地区 2件、9筆、20,697㎡。

以上、再設定の合計は、55件、148筆、306,118㎡です。

新規、再設定合わせて、203件、609筆、1,149,839㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

今回農地中間管理事業を活用した利用権に関する機構集積協力金についてですが、県によりますと、平成28年度予算で支払うこととなり、平成29年3月末には農家の皆様が受け取ることができるよう手続きを進めていく予定としておりますのでご報告いたします。



以上、よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かご意見等はございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 109 号、農用地利用集積計画の決定について、及び、議案第 110 号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を、原案どおり決定すること、及び、農地中間管理機構へ提出すること、にご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等ございませんか。

事務局

富山県農業会議より農地利用の最適化を推進するため、現場の農業の現状を十分に把握し、施策に反映するため、「農地利用の最適化に関するモニターの推薦」の依頼がありました。農業委員の皆様の中で、モニターを引き受けていただける方は、事務局までご報告ください。報告なき場合は、事務局よりお願いに伺いますのでよろしくお願いいたします。

次に、法改正による農業委員等の定数の考え方についてご報告します。

定数については、10月から3回の検討委員会を実施しました。当町は、町内の遊休農地面積の割合が1%未満かつ担い手の集約化率が70%以上に該当するため、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができることから、推進委員はおかず、農業委員の数を現行と同数とすることとします。

新しい農業委員は、現行のような選挙ではなく、推薦・公募手続を行ったのち、町長が議会の同意を得て、任命することになります。事前に新しい農業委員に移行したところを確認しますと、公募だけでは定数に満たないことが多くみられることから、従来同様、各地区及び団体に対し候補者の推薦を求めていきたいと考えております。

この検討会の結論を12月の議会で報告し、3月議会にて定数条例を定める予定としております。

今後は、4月に一か月間の公募を行い、6月の議会で同意を得て、7月に任命することになります。

寺崎委員

公募は必須となるのですか。

事務局

概ね一か月間行う必要があります。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見等がないようですので、これをもちまして第29回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、1月10日 火曜日、午後3時30分から行います。

（閉会 午後2時23分）